

奈良県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり天理市営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十九年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
天理市長 並河 健	水と農地活用 促進事業（用 排水路）	平成十六年二月 十日	南六条地 区	平成十五 年度	平成十六年 三月三十一 日